

FDG-PET・FDG-PET/CT検査の保険適用要件 (ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影)

保険適用の概要

1. 肺癌・乳癌・大腸癌・頭頸部癌

- ◆他の検査、画像診断によりこれらの癌の存在を疑うが、病理診断により確定診断が得られなかった場合又は医学的な理由(生検リスクが高い等)によって病理診断が困難であった場合については臨床上高い蓋然性をもって悪性腫瘍と診断された患者
- ◆他の検査、画像診断により、転移・再発の診断が確定できない患者

2. 食道癌・子宮癌・卵巣癌・悪性リンパ腫・悪性黒色腫

- ◆他の検査、画像診断により、転移・再発の診断が確定できない患者

3. 脳腫瘍

- ◆他の検査、画像診断により転移・再発の診断が確定できない患者

4. 膵癌

- ◆他の検査、画像診断により膵癌の存在を疑うが、腫瘤形成性膵炎と鑑別が困難な患者
- ◆他の検査、画像診断により、転移・再発の診断が確定できない患者

5. 原発不明癌

- ◆リンパ節生検、画像診断等で転移巣が疑われ、かつ腫瘍マーカーが高値を示す等悪性腫瘍の存在を疑うが、原発巣の不明な患者

6. その他の悪性腫瘍(除く早期胃癌)

- ◆他の検査、画像診断により、転移・再発の診断が確定できない患者

【保険適用とならない場合】

- ・スクリーニング、経過観察、病期診断目的
- ・非特異的な症状・所見(背部痛・胸水など)での検査
- ・治療効果判定(悪性リンパ腫を除く)
- ・病名が「〇〇疑い」

FDG-PET・FDG-PET/CT検査の保険適用要件 (ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影)

解釈の参考

1.がんの有無の検査

- ◆スクリーニングは保険適用になりません
(当院の人間ドックセンターへお申し込みください。全額患者さんの負担となります)
- ◆過去三か月以内に画像診断が施行されていなければ保険適用になりません
- ◆非特異的な症状・所見(背部痛・胸水など)での検査は保険適用になりません
- ◆転移巣が何らかの形(画像診断・生検・細胞診など)で証明された場合、かつ腫瘍マーカーが高値を示す場合の原発巣の検索は「原発不明癌」として保険適用となります

2.悪性腫瘍の術前検査

- ◆早期胃癌を除く悪性腫瘍の転移の検索は保険適用となります。この場合、過去三か月以内に画像診断(CT・MRI)が行われていることが必要です

3.治療効果判定

- ◆放射線治療、化学療法の効果判定の有用性は関係学会等に認められていますが、今回の保険適用には含まれていません。よって原則として治療効果判定は保険適用になりません。ただし悪性リンパ腫の治療効果判定のために行った場合については、転移・再発診断の目的に該当し保険適用となります

4.再発診断

- ◆早期胃癌を除く癌の再発の有無の診断は保険適用となります。ただしこの場合も定期的な検査は含まれず、「他の検査や画像診断で再発が疑われる場合」に限定されます。腫瘍マーカー値の上昇やCT画像などで再発を否定できない変化があった、などの再発を疑う根拠が必要です

健康保険適用の記載は解釈の仕方によっては厳しいものとなっています。

PET, PET/CT検査の発展・普及、何より患者さんが不利益を被らないように、適切な検査および保険の適用が必須と考えます。

保険適用の判断に迷う場合がございますらご相談ください。